

新潟市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和7年7月8日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第56号

新潟市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制（第4条—第13条）

第3章 特定盛土等規制区域内における規制（第14条—第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）

の施行に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。

以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

（証明書及び許可証の様式）

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項又は法第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書の様式は、別記様式第1号とする。

2 法第7条第2項に規定する許可証の様式は、別記様式第2号とする。

第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制

(資力及び信用等を証する書類)

第4条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 資金を自己資金で調達する場合にあつては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類
- (2) 資金を借入金で調達する場合にあつては、金融機関の融資を証明する書類
- (3) 工事主が個人の場合にあつては、直前3年の所得税及び個人事業税の納付すべき額並びに納付済額を証する書類
- (4) 工事主が法人の場合にあつては、直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書、個別注記表、法人税及び個人事業税の納付すべき額並びに納付済額を証する書類並びに事業経歴書
- (5) 工事主が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し（これらの者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書）及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類
- (6) 別に定める工事施行者の能力に関する書類
- (7) 申請に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(宅地造成等工事規制区域内の工事における技術的基準の付加)

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土又は切土をした後の地盤に変動が生じないように、別に定める技術的基準（政令第20条第2項に規定する技術的基準をいう。）により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。

(災害発生のおそれがないと認められる工事)

第6条 宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事に関して、省令第8条第1項第9号及び同項第10号ロに規定する別に定める値は、1メートルとする。

(宅地造成等に関する工事の協議)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記様式第3号）に省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（別記様式第4号）に省令第7条第2項第1号から第4号までに規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、法第15条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し、その旨を通知する。

(宅地造成等に関する工事の変更許可)

第8条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、変更する内容について法第12条第2項第4号に規定する同意を得たことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第37条第2項に規定する書類のほか、変更する内容について法第12条第2項第4号に規定する同意を得たことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第9条 宅地造成等に関する工事について、法第16条第2項の規定による市長への届出を行おうとする者は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更協議)

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項で準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（別記様式第6号）に省令第37条第1項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項で準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（別記様式第7号）に省令第37条第2項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第11条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式第8号）に省令第48条第1項に規定する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記様式第9号）に省令第48条第2項に規定する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出を要する工事の完了の届出)

第12条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、届出を要する工事の完了届出書（別記様式第10号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出を要する工事の変更の届出)

第13条 法第21条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更し

ようとするときは、宅地造成等に関する工事の変更届出書（別記様式第 1 1 号）に法第 2 1 条第 1 項の規定による届出書に添付した書類のうち変更に係るものその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 法第 2 1 条第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の変更届出書（別記様式第 1 2 号）を市長に提出しなければならない。

第 3 章 特定盛土等規制区域内における規制

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出を要する工事の完了の届出）

- 第 1 4 条 法第 2 7 条第 1 項又は第 4 0 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、届出を要する工事の完了届出書（別記様式第 1 0 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出を要する工事の変更の届出）

- 第 1 5 条 特定盛土等に関する工事について、法第 2 8 条第 1 項の規定による市長への届出を行おうとする者は、省令第 6 1 条第 1 項に規定する書類のほか、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第 2 8 条第 1 項の規定による市長への届出を行おうとする者は、省令第 6 1 条第 2 項に規定する書類のほか、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 法第 4 0 条第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の変更届出書（別記様式第 1 1 号）に法第 4 0 条第 1 項の規定による届出書に添付した書類のうち変更に係るものその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 4 法第 4 0 条第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の変更届出書（別記様式第 1 2 号）を市長に提出しなければならない。

(資力及び信用等を証する書類)

第16条 省令第63条第1項第2号及び第2項第2号に規定する規則で定める書類は、第4条各号に掲げる書類とする。

(特定盛土等規制区域内の工事における技術的基準の付加)

第17条 特定盛土等に関する工事については、盛土又は切土をした後の地盤に変動が生じないように、別に定める技術的基準（政令第30条第1項において準用する政令第20条第2項に規定する技術的基準をいう。）により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。

(災害発生のおそれがないと認められる工事)

第18条 特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事に関して、省令第8条第1項第9号及び同項第10号ロに規定する別に定める値は、1メートルとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議)

第19条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記様式第3号）に省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（別記様式第4号）に省令第7条第2項第1号から第4号までに規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、法第34条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し、その旨を通知する。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可)

第20条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第67条第1項に規定する書類のほか、変更する内容について法

第30条第2項第4号に規定する同意を得たことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第67条第2項に規定する書類のほか、変更する内容について法第30条第2項第4号に規定する同意を得たことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第21条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第35条第2項の規定による市長への届出を行おうとする者は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更協議）

第22条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（別記様式第6号）に省令第67条第1項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（別記様式第7号）に省令第67条第2項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告）

第23条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式第8号）に省令第78条第1項に規定する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする

る者は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記様式第9号）に省令第78条第2項に規定する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第4章 雑則

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月18日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

（縦 5 センチメートル、横 8 センチメートル）

（表）

身分証明書		第	号
写真	所 属		
	職氏名		
	生年月日	年	月 日生
	上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 2 4 条第 1 項又は第 4 3 条第 1 項の規定により、測量若しくは調査、土地の試掘若しくは障害物の伐除又は立入検査をすることができる者であることを証明する。		
年 月 日		新潟市長	印

（裏）

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）
（証明書等の携帯）
第 7 条 第 5 条第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
2 前条第 1 項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
3 前 2 項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（立入検査）
第 2 4 条 都道府県知事は、第 1 2 条第 1 項、第 1 6 条第 1 項、第 1 7 条第 1 項若しくは第 4 項、第 1 8 条第 1 項、第 2 0 条第 1 項から第 4 項まで又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。
2 第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（立入検査）
第 4 3 条 都道府県知事は、第 2 7 条第 4 項（第 2 8 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 3 0 条第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 6 条第 1 項若しくは第 4 項、第 3 7 条第 1 項、第 3 9 条第 1 項から第 4 項まで又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。
2 第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号

障害物の伐除及び土地の試掘等の許可証

年 月 日

様

新潟市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の規定により、下記の行為を許可する。

記

行為年月日	年 月 日 (午前・午後) 時から (午前・午後) 時まで
行為場所	
行為目的	
行為内容	
責任者氏名	

別記様式第 3 号（第 7 条、第 19 条関係）

新潟市長 様		年 月 日		
		協議者 住 所 氏 名		
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書				
宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により協議します。				
1	設計者の住所及び氏名			
2	工事施行者の住所及び氏名			
3	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
4	土地の面積	m ²		
5	工事着手前の土地利用状況			
6	工事完了後の土地利用			
7	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
8	土地の地形	溪流等への該当 有・無		
9 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m		
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	m ²		
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	m ³	
		切土	m ³	
	エ 擁壁	番号	構造	高さ m
				延長 m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ m
				延長 m
	カ 排水施設	番号	種類	内法寸法 cm
				延長 m
	キ 崖面の保護の方法			
	ク 崖面以外の地表面の保護の方法			
ケ 工事中の危害防止のための措置				
コ その他の措置				
サ 工事着手予定年月日	年 月 日			
シ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ス 工程の概要				
10	その他必要な事項			

(注) 1 1 欄の設計者又は 2 欄の工事施行者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 1 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。

- 3 2 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 3 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下 1 位まで記入すること。
- 5 7 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 8 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 10 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第4号（第7条、第19条関係）

新潟市長 様		年 月 日	
		協議者 住 所 氏 名	
土石の堆積に関する工事の協議書			
宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により協議します。			
1	設計者の住所及び氏名		
2	工事施行者の住所及び氏名		
3	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
4	土地の面積	㎡	
5	工事の目的		
6 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	㎡	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m³	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ 勾配が10分の1を超える土地における 堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良 その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅
			m
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を 防止する措置		
	コ 工事中の危害防止のための措置		
	サ その他の措置		
	シ 工事着手予定年月日	年 月 日	
ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
セ 工程の概要			
7	その他必要な事項		

(注) 1 1欄の設計者又は2欄の工事施行者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 2欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

3 3欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入すること。

4 6欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

5 7欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第 5 号（第 9 条、第 2 1 条関係）

新潟市長 様	年 月 日 届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）				
宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書					
宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 6 条第 2 項又は第 3 5 条第 2 項の規定により、宅地造成、特定盛土等又は 土石の堆積に関する工事の軽微な変更について次のとおり届け出ます。					
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号				
土 地 の 所 在 及 び 地 番					
変 更 事 項					
変 更 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">変更前</td> <td style="width: 40%; height: 40px;"></td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">変更後</td> <td style="width: 40%; height: 40px;"></td> </tr> </table>	変更前		変更後	
変更前		変更後			
変 更 理 由					
変 更 年 月 日	年 月 日				

別記様式第 6 号（第 1 0 条、第 2 2 条関係）

年 月 日				
新潟市長 様				
協議者 住 所 氏 名				
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書				
宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 6 条第 3 項又は第 3 5 条第 3 項の規定により協議します。				
1	設計者の住所及び氏名			
2	工事施行者の住所及び氏名			
3	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
4	土地の面積	m ²		
5	工事着手前の土地利用状況			
6	工事完了後の土地利用			
7	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
8	土地の地形	溪流等への該当 有・無		
9	ア 盛土又は切土の高さ	m		
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	m ²		
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	m ³	
		切土	m ³	
	エ 擁壁	番号	構造	高さ
				m
				m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ
				m
				m
	カ 排水施設	番号	種類	内法寸法
				cm
				m
	キ 崖面の保護の方法			
	ク 崖面以外の地表面の保護の方法			
	ケ 工事中の危害防止のための措置			
	コ その他の措置			
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ス 工程の概要			
1 0	その他必要な事項			
1 1	変更理由			
1 2	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号		

(注) 1 1 欄の設計者又は 2 欄の工事施行者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者

の氏名を記入すること。

- 2 1 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 2 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 3 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入すること。
- 5 7 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 8 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 10 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第 7 号（第 1 0 条、第 2 2 条関係）

新潟市長 様		年 月 日	
		協議者 住 所 氏 名	
土石の堆積に関する工事の変更協議書			
宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 6 条第 3 項又は第 3 5 条第 3 項の規定により協議します。			
1 設計者の住所及び氏名			
2 工事施行者の住所及び氏名			
3 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
4 土地の面積		㎡	
5 工事の目的			
工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	㎡	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ 勾配が 1 0 分の 1 を超える土地における 堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改 良その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅
			m
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措 置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を 防止する措置		
	コ 工事中の危害防止のための措置		
	サ その他の措置		
シ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
セ 工程の概要			
7 その他必要な事項			
8 変更理由			
9 許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号	

(注) 1 1 欄の設計者又は 2 欄の工事施行者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 2 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

3 3 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下 1 位まで記入すること。

4 6 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

5 7 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第 8 号（第 1 1 条、第 2 3 条関係）

新潟市長 様

年 月 日

工事主 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 9 条第 1 項又は第 3 8 条第 1 項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事が施行される土地の所在地				
2	工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日		第 号	
3	報告年月日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
5	報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6	報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

(注) 1 第 5 回目以降の報告を行うときは、直近 4 回分について記載すること。
2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに 7 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
3 土砂を搬入するときは、採取場所や搬入した土量等を記載した一覧表を添付すること。

別記様式第 9 号（第 1 1 条、第 2 3 条関係）

新潟市長 様

年 月 日

工事主 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 9 条第 1 項又は第 3 8 条第 1 項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事が施行される土地の所在地				
2	工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日		第 号	
3	報告年月日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4	報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
5	報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6	報告の時点における土石の堆積の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7	前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

(注) 1 第 5 回目以降の報告を行うときは、直近 4 回分について記載すること。
2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
3 土砂を搬入するときは、採取場所や搬入した土量等を記載した一覧表を添付すること。

別記様式第 10 号（第 12 条、第 14 条関係）

新潟市長 様		年 月 日
工事主 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
届出を要する工事の完了届出書		
宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項、第 27 条第 1 項又は第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により届け出た宅地造成、特定盛土等、土石の堆積又は擁壁等に関する工事が完了したので次のとおり届け出ます。		
1 最初に届け出た年月日	年 月 日	
2 工事をした土地の所在地及び地番		
3 工事施行者の住所及び氏名		
4 備考		
(注) 3 欄の工事施行者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。		

別記様式第 1 1 号（第 1 3 条、第 1 5 条関係）

年 月 日	
新潟市長 様	工事主 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
宅地造成等に関する工事の変更届出書	
宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 1 条第 1 項又は第 4 0 条第 1 項の規定により届け出た宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。	
最初に届け出た年月日	
工事をしている土地の所在 及び地番	
工事をしている土地の面積	
変更事項	
変更理由	

別記様式第 1 2 号（第 1 3 条、第 1 5 条関係）

新潟市長 様	年 月 日 届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）
擁壁等に関する工事の変更届出書	
宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 1 条第 3 項又は第 4 0 条第 3 項の規定により届け出た擁壁等に関する工事 の変更について次のとおり届け出ます。	
最初に届け出た年月日	
工事をしている土地の所在 及び地番	
行おうとする工事の種類及 び内容	
変更事項	
変更理由	